

		記入者名 ()		電話番号 (- -)																				
		現在、指定を受けて活動中のサービスについて、利用者の有無に関わらず、提供体制(営業日数)を記入してください。 「9月中」の利用者がいない場合には、「2 なし」を○で囲んでください。																						
介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与																								
(37) サービスの提供状況	介護予防福祉用具貸与																							
	9月中の営業日数			※営業日数とは、利用者がいなくても事業所を営業していた(利用者がいれば実施できる状態であった)日のことをいいます。 ※介護と介護予防を一体的に行っている場合は、同一の営業日数を記入してください。																				
	9月中に介護保険の利用者(9月以前からの継続利用者を含む)																							
	1 あり		利用実人員																					
	2 なし																							
	福祉用具貸与																							
9月中の営業日数			※営業日数とは、利用者がいなくても事業所を営業していた(利用者がいれば実施できる状態であった)日のことをいいます。 ※介護と介護予防を一体的に行っている場合は、同一の営業日数を記入してください。																					
9月中に介護保険の利用者(9月以前からの継続利用者を含む)																								
1 あり		利用実人員																						
2 なし																								
特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売																								
(38) サービスの提供状況	特定介護予防福祉用具販売																							
	9月中の営業日数			※営業日数とは、利用者がいなくても事業所を営業していた(利用者がいれば実施できる状態であった)日のことをいいます。 ※介護と介護予防を一体的に行っている場合は、同一の営業日数を記入してください。																				
	特定福祉用具販売																							
	9月中の営業日数			※営業日数とは、利用者がいなくても事業所を営業していた(利用者がいれば実施できる状態であった)日のことをいいます。 ※介護と介護予防を一体的に行っている場合は、同一の営業日数を記入してください。																				
	「9月中の福祉用具販売数(介護保険のみ)」を記入してください。																							
1 あり		腰掛便座		特殊尿器		入浴補助用具		簡易浴槽		移動用リフトの つり具の部分														
2 なし																								
【共通】介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売																								
(39) 従事者数			常勤専従		常勤兼務		換算数		非常勤		換算数				常勤専従		常勤兼務		換算数		非常勤		換算数	
	1 福祉用具専門相談員												2 その他の職員											
	(注) 従事者数の常勤兼務、非常勤については、以下の計算式により換算数を計算し、 小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。 得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。 ※ 常勤専従は換算数の記入は不要です。 ※ 「介護予防福祉用具貸与」「福祉用具貸与」「特定介護予防福祉用具販売」「特定福祉用具販売」を一体的に行っている場合は、兼務ではありません。 換算数 = $\frac{\text{従事者の1週間の勤務延時間数}}{\text{当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数}}$ (1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。) (換算数の詳細は手引きを参照してください。)																							
(40) 福祉用具専門相談員の資格状況	福祉用具専門相談員の資格についておたずねします。保有している資格に人数を記入してください。 1人の者が1～8の複数の資格を保有している場合は、該当する資格全てに記入してください。																							
	1 介護福祉士				3 保健師				5 准看護師				7 作業療法士											
	2 義肢装具士				4 看護師				6 理学療法士				8 社会福祉士											
	上記1～8に該当しない者で												9 福祉用具専門相談員指定講習会修了者											
														10 1～9以外の有資格者										

【121介護予防福祉用具貸与・122福祉用具貸与・131特定介護予防福祉用具販売・132特定福祉用具販売】については以上です。
他のサービスを提供している場合は、1ページに戻り、該当ページにご記入ください。